

中井町空家等対策協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条に規定する空家等対策計画の作成等及びその他空家等に関する対策の推進を目的として、同法第8条第1項の規定に基づき、中井町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 管理不全空家等又は特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 管理不全空家等又は特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) 空家等の活用に関すること。
- (5) その他空家等対策に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他町長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は町長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第7条 協議会への出席に対する委員報酬は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する